

木山仮設団地跡地公園（仮称）に係る基本設計プロポーザル実施要領

1. 目的

木山仮設団地跡地は、平成 28 年熊本地震の発生後、被災者の仮住まいの場として長期間にわたり仮設団地が整備・運用され、被災者の生活を支えてきた場所である。こうした経緯から、当該地は、本町が目指す「創造的復興」を象徴する場所の一つであり、復興の記憶を継承しながら、これからの益城町の暮らしを形づくる新たな拠点として活用していくことが求められている。

このような背景を踏まえ、本町では、「町民が地域での暮らしを楽しみ、暮らし続けたいと思うまちをつくる」ことを目指し、木山仮設団地跡地及びその周辺の土地（以下「木山仮設団地跡地一帯」という。）において、住宅地や公園等を一体的に整備し、日常の暮らしの豊かさと地域の魅力を高めるまちづくりを進めている。

その具体的な方向性を示すものとして、本町では、木山地区のこれからの暮らしやまちのあり方を描いた「木山ビジョン 2026」を策定している。「木山ビジョン 2026」では、「都市の縁側」をコンセプトに、地域の資源や特性を活かしながら、木山らしい豊かな暮らしを育てていくことを目指している。

本業務において整備する公園は、「木山ビジョン 2026」に示された将来像を尊重し、その理念や方向性を空間として具体化する重要な役割を担うものである。単に憩いやレクリエーションの場として整備するのではなく、地域住民の日常的な居場所となるとともに、子どもたちの学びや交流、食や農とのつながりを生み出し、さらには災害時の活動拠点としても機能するなど、平時と災害時の双方に価値を発揮する「フェーズフリー」な公園を目指す。また、周辺の住宅地との関係性を重視し、公園単体ではなく、木山仮設団地跡地等全体の価値を高める空間として計画する。

そのため、本業務では、「木山ビジョン 2026」を踏まえつつ、地域の特性や住民ニーズ、周辺の土地利用等を的確に捉え、ランドスケープ、建築、交通、防災、環境、管理運営等の多様な視点から検討を行い、魅力的かつ持続可能で、将来にわたって町民に使い続けられる公園の基本設計を行うことを目的とする。

以上を踏まえ、本業務を実施するにあたり、「木山ビジョン 2026」の理念を理解し、それを具体的な空間として実現する優れた企画力、提案力、設計技術力及び官民連携に関する知見を有する事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する。

2. 業務概要

(1) 業務名

木山仮設団地跡地公園（仮称）に係る基本設計業務委託

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和9年3月12日（金）まで

なお、契約締結後、関係機関の承認が得られた場合には、町と受託事業者が協議のうえ、委託期間を令和9年12月10日（金）まで延長できることとする。

(4) 業務の予算額（見積限度額）

金38,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。なお、必要に応じて本町から確認資料の提出を求めることがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく、再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 民事保全法（平成元年法律第91号）の規程に基づく民事保全の手続が常態として行われているものと認められるものでないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (6) 指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 類似した業務の実績を有していること。ただし、その年次範囲は問わない。

4. 選定方針

(1) プレゼンテーション審査

提出書類（企画提案書等）の内容についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施したうえで審査を行い、受託候補者1者及び次席者1者を特定する。

(2) 審査主体

審査は、「木山仮設団地跡地公園（仮称）に係る基本設計業務委託事業者選考委員会設置要領」に基づき設置する、木山仮設団地跡地公園（仮称）に係る基本設計業務委託事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において行う。

(3) その他

応募者が3者を超える場合には、審査会（プレゼンテーション）に進む者を限定する。なお、選考委員会の委員については、公表しないものとする。

5. プロポーザル実施スケジュール

- | | |
|-------------------|---------------------|
| ■ 公募開始（実施要領等の配布） | 令和8年10月 2日（金） |
| ■ 質問書受付 | 令和8年10月16日（金）午後5時まで |
| ■ 質問に対する回答 | 令和8年10月21日（水）※随時回答 |
| ■ 参加表明書の提出 | 令和8年10月30日（金）午後5時まで |
| ■ 企画提案書等の提出 | 令和8年11月23日（月）午後5時まで |
| ■ 書類審査（一次審査） | 令和8年11月25日（水） |
| ※3者を超える応募があった場合のみ | |
| ■ プレゼンテーション審査 | 令和8年11月30日（月） |
| ■ 特定・非特定の通知 | 令和8年12月上旬 |

6. 実施要領等の配布

(1) 配布方法

益城町ホームページからダウンロード
(<https://>)

(2) 配布期間 令和8年10月2日（金）から令和8年10月30日（金）午後5時まで

7. 書類提出及び問い合わせ先

- 所在地 〒861-2295 熊本県上益城郡益城町宮園 702 番地
- 担当係 益城町役場総合政策課木山エリアデザイン推進室
- 電話番号 096-286-3800
- 電子メール kiyama@town.mashiki.lg.jp

8. 質問書の受付及び回答

(1) 受付期間

令和8年10月2日（金）から令和8年10月16日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

ア 質問書（様式第8号）を電子メールにて提出すること。（件名を「木山仮設団地跡地公園（仮称）に係る基本設計業務に関する質問」とすること。）

イ 審査に関する質問には応じない。

ウ 提出先：本要領 7 に掲げる提出先

(3) 回答

提出された質問の回答は、質問内容と合わせ、質問者名等を伏せて、益城町ホームページに掲載するものとする。

9. 参加表明書等の作成及び提出

(1) 提出期間

令和 8 年 1 0 月 2 日（金）から令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金）午後 5 時まで

(2) 提出書類等

提出書類	様式等	部数
参加表明書	様式第 1 号	1 部
会社概要	様式第 2 号	1 部
委任状	様式第 3 号※必要な場合に限る	1 部
業務経歴書	様式第 4 号	1 部
業務実施体制	様式第 5 号	1 部
配置予定技術者届	様式第 6－1 号、様式第 6－2 号 ※担当技術者届については全員分 提出すること	1 部

(3) 提出方法

ア 持参（閉庁日及び業務時間外は受け付けない。）または郵送による。

イ 提出先：本要領 7 に掲げる 提出先

10. 企画提案書等書類の作成及び提出

(1) 提出期間

令和 8 年 1 0 月 2 日（金）から令和 8 年 1 1 月 2 3 日（月）午後 5 時まで必着

(2) 提出書類等

木山仮設団地跡地公園（仮称）に係る基本設計業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定める仕様に関して、次に掲げる書類を作成し必要部数提出すること。

提出書類	様式等	提出部数等
企画提案書	様式第 7 号	1 部
企画提案内容	様式任意 ※仕様書に示している業務内容について提案に くわえ、独自の企画提案の記載を推奨	会社名有り 1 部
業務実施方針・業務フロー	様式任意	
工程計画	様式任意	会社名無し 8 部
見積書及び見積内訳書	様式任意	
質問書	様式第 8 号	1 部
辞退届	様式第 9 号	1 部

(3) 作成上の留意事項

- ア 様式規格は、原則としてA 4判又はA 3判とし、A 4判の場合は片面 10 枚以内、A 3判の場合は片面 5 枚以内に収めること。なお、用紙の枚数は評価に影響しないため、必要な事項を簡潔かつ十分に記載すること。
- イ 図、絵、写真等の使用は可とする。
- ウ 企画提案書には、提案者が特定できるような会社名、住所、名前、ロゴマーク等の記載をしないこと。

(4) 提出方法

- ア 持参（閉庁日及び業務時間外は受け付けない。）又は郵送による。
- イ 提出先：本要領 7 に掲げる提出先

1 1. 選定方法

(1) 書類審査（一次審査）

応募者が3者を超えるときは、提出のあった企画提案書等により書類審査（一次審査）を行い、プレゼンテーションに進む上位3者を選定する。書類審査（一次審査）をしたときは、選定後速やかに全ての応募者に結果を電子メールにより通知する。

なお、選定結果に対する質問及び異議申し立てには一切応じない。応募者が3者以内の場合、書類審査は行わない。

(2) プレゼンテーション審査（二次審査）

ア 審査方法

プレゼンテーション並びに選考委員会による審査及び評価を行い、受託候補者1者及び次席者1者を特定する。ただし、審査の結果、合計点が120点に満たない者は特定の対象としない。なお、選考委員会は非公開とする。

イ 実施日

令和8年11月30日（月）※詳細な日時・場所については、別途通知する。

ウ プレゼンテーション時の留意事項

プレゼンテーション審査への出席者は4名以内とし、本業務にあたる主担当者が中心となって、提出した企画提案書を用いた内容説明を行うこと。

説明に際しては、パワーポイント等によるプロジェクター等を使用しての説明とすること。追加資料の使用は原則認めないこととするが、提出した企画提案書の内容を補足し、説明をより端的に行うための補助資料であれば認める場合がある。

なお、その他詳細については、別途通知する。

エ 結果の通知

プレゼンテーション審査で受託候補者及び次席者に選定された者に対しては、電子メールで通知する。審査の結果、受託候補者又は次席者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由を電子メールで通知する。

(3) 質問等

プレゼンテーション審査にて受託候補者に特定されなかった者は、審査結果が公表された日の翌日から起算して7日（土日祝日を含まない。）以内に、書面により選考委員会に対して非特定理由の説明を求めることができる。

また、選考委員会は説明を求められた場合、書面による質問等の提出期限日の翌日を起算して10日以内に書面により回答を行う。

(4) 評価表（予定）

本業務は、単なる公園施設等の設計にとどまらず、木山地区の将来像を見据え、公園、住宅、Park-PFI 施設等の各機能を有機的に結び付けながら、地域の暮らし、活動、交流及び地域経済等の新たな価値を創出することを目的とするものである。

このため、企業や技術者の実績・資格等の形式的な評価のみならず、本事業の背景・目的及び地域特性を的確に理解し、分野横断的な視点から将来像を描く構想力、関係者との調整力、事業化に向けた実現力等を総合的に評価する。

また、仕様書に定める業務内容を適切に遂行することを前提として、受託者独自の知見、経験、ネットワーク等を活かし、本事業の価値をさらに高める独自提案についても積極的に評価する。

配点構成（総合点 200 点）

評価区分	一次審査	二次審査	配点
	（書類審査）	（プレゼンテーション審査）	
① 企業の実績・能力	○	○	20 点
② チームビルディング	○	○	10 点
③ 管理技術者等の経験・能力	○	○	20 点
④ 業務理解・基本方針	○	○	10 点
⑤ 事業に対する提案内容	○	○	40 点
⑥ プレゼンテーション及び 質疑応答	—	○	60 点
⑦ 独自提案の内容	—	○	30 点
⑧ 価格	—	○	10 点
合計	100 点満点	200 点満点	

※一次審査は 100 点満点、二次審査は 200 点満点とする。

①企業の実績・能力（最大 20 点）

評価の着目点	判断基準	配点
・類似する公園・都市空間・複合施設等の計画・設計実績 ・Park-PFI、PPP/PFI、公民連携等に関する実績 ・公共空間活用、エリアマネジメント等に関する実績 ・関連する業務における表彰歴等	過去の実績等から、本業務を遂行するために必要な技術力、経験及びノウハウを有している場合に優位に評価する。 単に実績件数の多寡だけでなく、本業務との関連性、実績の内容及び成果を踏まえて評価する。	最大 20 点

② チームビルディング（最大 10 点）

評価の着目点	判断基準	配点
・管理技術者、担当技術者等の役割分担 ・必要な専門分野を有する技術者の配置 ・社内外の専門家との連携 ・PPP/PFI 等の事業化を見据えた体制	本業務の特性を踏まえ、必要な専門性を有する人員が適切に配置されたチームビルディングとなっている場合に優位に評価する。	最大 10 点

③ 管理技術者等の経験・能力（最大 20 点）

評価の着目点	判断基準	配点
・技術士、RLA（都市及び地方計画）、RCCM（都市及び地方計画）等の資格 ・類似する PPP/PFI・公民連携の経験 ・公園・公共空間・複合施設等のマネジメント経験 ・民間事業者・行政等との調整経験 ・表彰歴等	主となり事業に取り組む管理技術者等が、本業務に必要な専門的知識及び経験を有している場合に優位に評価する。 特に、複数の専門分野を横断してプロジェクトを統括した経験や、計画・設計だけでなく、事業化・合意形成・実装まで携わった経験を有する場合に優位に評価する。	最大 20 点

④ 業務理解・基本方針（最大 10 点）

評価の着目点	判断基準	配点
【業務理解】 ・本事業の背景・目的に対する理解 ・熊本地震からの創造的復興という位置づけ ・益城町及び木山地区の地域特性への理解 ・公園、住宅、Park-PFI 施設等を一体的に捉えた理解 ・本事業を単なる施設整備として捉えていないか	本事業の背景、目的、地域特性及び将来的な課題を的確に捉え、「何のためにこの場所を整備するのか」という本質的な目的を理解している場合に優位に評価する。また、仕様書に記載された業務内容だけでなく、その背景にある町の課題や将来像を踏まえて業務を捉えている場合に優位に評価する。	最大 5 点
【業務工程計画】 ・業務工程計画の妥当性	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	最大 5 点

⑤ 事業に対する提案内容 （最大 40 点）

評価の着目点	判断基準	配点
【提案の適格性】 ・ 地形、環境、地域特性、周辺土地利用等を的確に把握している ・ 本事業の目的・特性を踏まえている ・ 公園、Park-PFI 施設、住宅地等の関係性を適切に整理している ・ 公園全体を一体的に捉えている ・ 本事業の規模・事業手法・整備管理運営上の特性を踏まえている	上記の観点から、本事業の課題を的確に捉え、具体的かつ妥当な提案となっている場合に優位に評価する。	最大 10 点
【後工程を見据えた設計】 ・ 整備費の抑制を意識している ・ 運営や維持管理費等への配慮がある	基本設計後の実施設計、整備、維持管理・運営等を見据え、初期整備費や将来的な維持管理費の抑制、施工性、維持管理性、事業化の円滑化等について具体的な配慮がなされ、将来の負担軽減や事業の持続性につながる提案となっている場合に優位に評価する	最大 10 点
【Park-PFI 施設を踏まえた設計】 ・ 民間事業者が参入しやすい施設や駐車場の配置となっている ・ 公園と民間施設が一体となって魅力を高める空間のあり方が意識されている	Park-PFI による民間施設の整備・運営を前提として、民間事業者の参入・事業継続が可能となる空間構成や動線、施設配置等が検討されているとともに、公園と民間施設が相互に価値を高め合い、公共性と収益性の両立が図られた提案となっている場合に優位に評価する。 また、Park-PFI の公募設置等指針の作成に必要な知見等を有している場合に優位に評価する。	最大 10 点
【防災機能】 ・ 災害時の避難場所・避難動線としての機能が検討されている ・ 一時避難、避難生活、救援活動等を想定した空間構成となっている ・ 災害時の物資搬入、車両動線、活動スペース等の確保ができています ・ 平常時の公園利用と災害時の防災機能が両立している	災害の発生から避難、応急対応までを想定し、防災公園として果たす役割を具体的に整理している場合に優位に評価する。 防災施設を単に配置するのではなく、平常時には遊び、交流、憩い等の場として利用しながら、災害時には円滑に防災機能へ転換できる工夫がみられる場合に優位に評価する。	最大 10 点

⑥ プレゼンテーション及び質疑応答（最大 60 点）

評価の着目点	判断基準	配点
・ 説明内容の適格性、実現性及び説得力	提案の趣旨や内容を的確かつ分かりやすく説明しており、提案内容について十分な理解が得られるとともに、提案の実現性や具体性、事業化した際の効果・魅力が伝わる説明となっている場合に優位に評価する。	最大 20 点
・ 関係機関との協議・調整能力 ・ 多様な意見を設計内容に適切に反映する能力	本業務の遂行にあたり、行政、民間事業者、関係機関等との協議・調整を円滑に行い、各者の意見や課題を整理しながら、基本設計に適切に反映できる能力を有していると感じられる場合に優位に評価する。	最大 10 点
・ 柔軟な対応力・課題適応力	想定外の課題や条件変更等に対しても、柔軟に対応し、関係者と協議しながら解決策を検討していく姿勢や能力が感じられる場合に優位に評価する。 また、提案の実現に当たっての課題や制約、リスク等についても適切に認識し、難しい事項について安易に肯定するのではなく、その理由や対応の方向性を具体的に示すなど、誠実かつ建設的な応答がなされている場合に優位に評価する。	最大 10 点
・ 総合的な提案力	設計、事業性、コスト、維持管理、民間事業者との連携、地域との調和等を総合的に捉え、それぞれの要素を適切に組み合わせながら、事業全体を実現に導く総合的な能力が感じられる場合に優位に評価する。	最大 10 点
・ 業務への熱意、誠実さ	本事業の趣旨や目的を十分に理解し、業務に主体的かつ積極的に取り組もうとする姿勢が感じられるとともに、課題や制約についても誠実に向き合い、できること・難しいことを適切に伝えながら、より良い事業の実現に向けて真摯に取り組む姿勢が見られる場合に優位に評価する。	最大 10 点

⑦ 独自提案の内容 （最大 20 点）

評価の着目点	判断基準	配点
【例】 ・事業費の軽減に繋がる手法の提案 ・Park-PFI など民間事業者の参画を促す仕組み ・公園の利用・運営に関する新たな仕組み ・教育、農、食、防災、健康等との新たな連携 ・公園を含めたエリア全体の価値を高める仕組み ・将来的な収益確保・地域経済循環につながる提案 ・整備後の管理運営・エリアマネジメントに関する提案 ・将来的な社会情勢・技術革新等を見据えた提案	本事業の背景、目的、地域特性及び将来的な課題を的確に捉え、「何のためにこの場所を整備するのか」という本質的な目的を理解したうえで、仕様書に記載された業務内容に加え、左記の例を参考に独自性のある提案を行っている場合に優位に評価する。	最大 20 点

⑧ 価格 （最大 10 点）

評価の着目点	判断基準	配点
・提案内容に対する見積価格の妥当性	提案内容及び業務量に照らし、見積価格が適正かつ妥当であるかを評価する。	最大 10 点

合計	最大 200 点
----	----------

1 1. 契約

- (1) プレゼンテーション審査により特定した業者を受託候補とし、詳細な業務内容及び契約条件について、本町と協議・合意したのちに委託契約を締結する。
 なお、契約交渉が不調となった場合又は参加資格要件等を満たさないと認められた場合は、次席者として特定された者と契約交渉を行うものとする。
- (2) 本契約の仕様については、仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、益城町と受託者の協議のうえ定めるものとする。
- (3) 受託者は委託業務の全部及び一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ益城町の書面による承認を得た場合は、この限りではない。
- (4) 提案した配置予定者は、特別の理由により益城町がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。
- (5) 委託費の支払いについては、益城町公共工事関係業務委託契約約款によるものとする。

1 2. その他

- (1) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲で複製することがある。
- (3) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定の目的以外に提出者に無断で使

用しない。

- (4) 本プロポーザルに要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (5) 参加表明書及び企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は、失格とする。
- (6) 審査の公平性を害する行為を行ったものは失格とする。
- (7) 提出期限後の参加表明書及び企画提案書等の差し替え、再提出は認めない。
- (8) 提出された書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (9) 電話や電子メール等の通信事故については、益城町はいかなる責任も負わない。